

障害者差別なくそつ

解消法施行、条例制定も相次ぐ

2014年に成立した障害者差別解消法、改正障害者雇用促進法が1日、施行された。それには、関連した条例を制定する地方自治体が相次いでいる。

千葉県浦安市は3月17日に「障がいを理由とする差別の解消を推進する条例」を制定。虐待防止と一体的な相談窓口「権利擁護センター」(非常勤の精神保健福祉士2人を配置)を4月1日、市役所内に設けた。

千葉県浦安市は3月17日に「障がいを理由とする差別の解消を推進する条例」を制定。

虐待防止と一体的な相談窓口「権利擁護センター」(非常勤の精神保健福祉士2人を配置)を4月1日、市役所内に設けた。

予算を伴う独自の公的助成を条例に位置付けたのは兵庫県明石市(3月18日制定)だ。

千葉県浦安市は3月17日に「障がいを理由とする差別の解消を推進する条例」を制定。

千葉県浦安市は3月17日に「障がいを理由とする差別の解消を推進する条例」を制定。

千葉県浦安市は3月17日に「障がいを理由とする差別の解消を推進する条例」を制定。

た条例を今年4月1日施行する。

条例は制定していないものの、差別相談セ

ターの担当手となる民間団体を公募する。地元の障害関係団体は「市の決断を高く評価する」(AJO自立の家)とし、被差別の体験を持つ障害者が運営に携わるよう同市に申し入れた。3月27日には市内で法施行を祝うパレードをした。

差別解消法は行政機

窓口を設けることまで

は求めず、既存窓口の活用を基本とする。相談のたらい回しを防ぐため地域の関係機関で組みを設けた。

ターや民間事業者における障害を理由とした差別を禁止し、障害者への合理的配慮の提供をする」(AJO自立の家)とし、被差別の体験を持つ障害者が運営に携わるよう同市に申し入れた。3月27日には市内で法施行を祝うパレードをした。

差別解消法は行政機

窓口を設けることまで

構成する協議会も「組

も、差別解消に関連し

これらのはか、新潟市(15年9月28日制定)と東京都国立市(同9月17日制定)で